

平成 20 年度

地方公営企業決算の概況

総務省自治財政局

目 次

第1編 平成20年度地方公営企業決算の概要

第1章 総 論

1	事業数	1
2	業務の状況	3
3	職員数	5
4	決算規模	7
5	全体の経営状況	8
6	料金収入	10
7	企業債	11
8	他会計繰入金	16
9	建設投資及びその財源	18
10	法適用企業の経営状況	20
11	法非適用企業の経営状況	34
12	財政再建等の状況	37
13	資金不足比率の状況	39
14	まとめ	40

第2章 事業別状況

1	水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）	42
2	工業用水道事業	67
3	交通事業	84
4	電気事業	106
5	ガス事業	121
6	病院事業	131
7	下水道事業	151
8	港湾整備事業	173
9	市場事業	179
10	と畜場事業	186
11	観光施設事業	192
12	宅地造成事業	199
13	有料道路事業	205
14	駐車場整備事業	209
15	介護サービス事業	216
16	その他事業	226

第2編 統計資料

第1章 全事業総括

1	地方公営企業決算の概要	229
2	地方公営企業の事業数	231
(1)	経営主体別事業数	231
(2)	都道府県及び指定都市別事業数	232
ア	法適用企業	232
(ア)	都道府県及び指定都市	232
(イ)	市町村	233
(ウ)	企業団等	234
イ	法非適用企業	235
(ア)	都道府県及び指定都市	235
(イ)	市町村	236
(ウ)	一部事務組合等	237
(3)	法適用区分別事業数	238
(4)	事業数の推移	238
(5)	黒字・赤字別事業数	239
(6)	地方公営企業における広域化の現況	240
3	職員数の状況	241
(1)	法適用勘定区分職員数	241
(2)	規模別職員数の推移	241
4	決算規模	242
5	建設投資額及びその財源内訳	243
6	主要公益事業における地方公営企業の占める地位	244
7	法適用企業の決算状況	245
(1)	損益収支の状況	245
(2)	損益収支の推移	253
(3)	資本収支の状況	254
(4)	資本収支の推移	258
(5)	貸借対照表	259
(6)	資産、負債及び資本の推移	263

8	経営分析（法適用企業）	264		
	(1) 費用構成表	264		
	(2) 費用構成比率	265		
	(3) 各費用の対営業収益比率	266		
	(4) 費用構成の推移	267		
	(5) 累年経営分析	267		
	(6) 経営分析	268		
	(7) 給与の年間支給額、平均月収 額に関する調	269		
9	法非適用企業の決算状況	271		
	(1) 歳入歳出決算の状況	271		
	(2) 歳入歳出決算の推移	275		
10	企業債の状況	276		
	(1) 事業別、借入先別、利率別 現在高	276		
	ア 法適用・法非適用企業 合計	276		
	イ 法適用企業	277		
	ウ 法非適用企業	279		
	(2) 借入先別、利率別現在高	280		
	ア 法適用・法非適用企業 合計	280		
	イ 法適用企業	280		
	ウ 法非適用企業	280		
	エ 水道事業	280		
	オ 工業用水道事業	281		
	カ 交通事業	281		
	キ 電気事業	281		
	ク ガス事業	281		
	ケ 病院事業	282		
	コ 下水道事業	282		
	サ 宅地造成事業	282		
	シ 港湾整備事業	282		
	(3) 経営主体別、法適用区分別、 都道府県別現在高	283		
	(4) 経営主体別、借入先別、 都道府県別現在高	286		
11	繰入金及び繰出金の状況	291		
	(1) 事業別繰入金及び繰出金の 状況	291		
	(2) 他会計からの繰入金の推移	293		
12	資金不足比率の状況	294		

表 の 見 方

第 1 調査対象事業及び期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用している事業（競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。）及び地方公営企業法を適用していない事業（地方財政法施行令第37条に掲げる事業並びに観光用有料道路以外の有料道路事業、観光地駐車場以外の駐車場整備事業、介護サービス事業）について、平成20年度の決算及び業務状況等を調査したものである。

第 2 集計事業の種類及び事業数

1. 法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中21事業及び年度途中において廃止した2事業を含む。）は、水道事業（簡易水道24事業を含む。）1,419、工業用水道事業151（施設数260）、交通事業61（路面電車5、自動車運送36、都市高速鉄道10、懸垂電車等2、船舶運航8）、電気事業30（発電所数321）、ガス事業34、病院事業665（病院数935）、下水道事業318（公共下水道159、特定公共下水道5、流域下水道2、特定環境保全公共下水道79、農業集落排水施設40、漁業集落排水施設4、林業集落排水施設1、簡易排水施設2、小規模集合排水処理施設8、特定地域生活排水処理施設11、個別排水処理施設7）、港湾整備事業8、市場事業15（市場数27）、と畜場事業1、観光施設事業63（休養宿泊施設31・施設数39、索道9、その他観光施設23・施設数35）、宅地造成事業55（臨海土地造成24、その他宅地造成31）、観光地駐車場以外の駐車場整備事業10（駐車場数22）、介護サービス事業47、その他事業（有線事業等）37、合計2,914である。

2. 法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中139事業及び年度途中において廃止した6事業を含む。）は、簡易水道事業825、交通事業40（船舶運航40）、電気事業40（施設数72）、下水道事業3,369（公共下水道1,070、特定公共下水道7、流域下水道44、特定環境保全公共下水道688、農業集落排水施設903、漁業集落排水施設166、林業集落排水施設25、簡易排水施設24、小規模集合排水処理施設71、特定地域生活排水処理施設241、個別排水処理施設130）、港湾整備事業96、市場事業161（市場数198）、と畜場事業73、観光施設事業327（休養宿泊施設121・施設数171、索道53、その他観光施設153・施設数281）、宅地造成事業458（臨海土地造成66、その他宅地造成392）、観光用有料道路以外の有料道路事業4（道路数4）、観光地駐車場以外の駐車場整備事業223（駐車場数659）、介護サービス事業574、合計6,190である。

第3 施設及び業務概要

平成21年3月31日現在のものであり、平成20年度における実績である。

第4 集計の方法及び用語の定義

1. 法適用企業

- (1) 水道事業とある場合には、簡易水道事業を含めている。
- (2) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入している。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値も一致しない場合がある。また、二以上の事業を合わせて経営している団体においては、財務諸表等を主たる事業に一括して作成しているため、各表の関連数値が一致していないものがある。

損益計算書は税抜数値で作成されるため本文第一章10法適用企業の経営状況(1)損益収支は税抜数値により記述されている。

しかし、同章4決算規模における法適用企業の総費用は税込数値で計上されているほか、同章9建設投資及びその財源、同章10法適用企業の経営状況(4)資本収支は税込数値により記述されている。

(3) 財務諸表

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠した。

イ 全事業合計は、各事業の共通項目について集計したものであるが、損益計算書中、電気事業においては、「事業外収益」及び「事業外費用」をそれぞれ「営業外収益」及び「営業外費用」とし、ガス事業においては、「製品売上」を「営業収益」に、「売上原価」・「供給販売費及び一般管理費」を「営業費用」としてそれぞれ集計した（ただし、ガス事業の費用構成は製造原価による。）。

ウ 貸借対照表は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「不良債務」とは、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

(イ) 「実質資金不足額」とは、不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費に係るものうちその支払に充てるため翌年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額である。

エ 資本収支に関する調は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により当該収入額を充当すべき支出が、翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(イ) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

(エ) 「補てん財源」とは、(ウ)の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補てんするため充てた過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、繰越工事資金等の合計額である。

オ 費用構成表における「基本給」とは、給料、扶養手当及び調整手当の合計額である。

(4) 経営分析

ア 各比率の算出方法及び計算の際用いた用語の区分は、次のとおりである。

$$(ア) \text{ 固定資産構成比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 固定負債構成比率}(\%) = \frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}^{\ast}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 自己資本構成比率}(\%) = \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}^{\ast}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 固定資産対長期資本比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100$$

$$(オ) \text{ 固定比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}^{\ast}} \times 100$$

$$(カ) \text{ 流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(キ) \text{ 酸性試験比率}(\%) = \frac{\text{現金預金} + \text{未収金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

(当座比率)

$$(ク) \text{ 現金比率}(\%) = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(ケ) \text{ 自己資本回転率}(\text{回}) = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$$

(注) 自己資本 = 自己資本金 + 剰余金[※]

$$(コ) \text{ 固定資産回転率}(\text{回}) = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$$

$$(ク) \text{ 減価償却率}(\%) = \frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却額}} \times 100$$

※NTT無利子貸付金は、借入資本金から控除し資本剰余金に含めている(以下借入資本金、資本剰余金について同じ)。

(シ) 流動資産回転率 (回) =
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}}{2}}$$

(ス) 未収金回転率 (回) =
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}{2}}$$

(セ) 総資本利益率 (%) =
$$\frac{\text{当年度経常利益}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$$
 (注) 総資本 = 負債資本合計

(ソ) 総収支比率 (%) =
$$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$$

(タ) 経常収支比率 (%) =
$$\frac{\text{経 常 収 益}}{\text{経 常 費 用}} \times 100$$

(チ) 営業収支比率 (%) =
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$
 (注) 企業債には固定負債である企業債を含み、NTT無利子貸付金を除いている。

(ツ) 利子負担率 (%) =
$$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{他会計借入金} + \text{一時借入金}} \times 100$$

(テ) 企業債元金償還金対減価償却額比率 (%) =
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$$

(ト) 企業債元金償還金対料金収入比率 (%) =
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$

(ナ) 企業債利息対料金収入比率 (%) =
$$\frac{\text{企 業 債 利 息}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$

(ニ) 企業債元利償還金対料金収入比率 (%) =
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$

(ヌ) 職員給与費対料金収入比率 (%) =
$$\frac{\text{職員給与費 (特別損失のうちの職員給与費を含む)}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$

(ネ) 職員1人当たり営業収益 =
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

(ノ) 職員1人当たり有形固定資産 =
$$\frac{\text{期 末 有 形 固 定 資 産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$$

(ハ) 経常損失比率 (%) =
$$\frac{\text{経 常 損 失}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

(ヒ) 累積欠損金比率 (%) =
$$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

$$(7) \text{ 不良債務比率 } (\%) = \frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

イ 法適用企業の料金単価と供給原価の算出方法は、次のとおりである。

(7) 料金単価

a 水道：	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
b 工業用水道：	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$
c 交通： (自動車運送)	$\frac{\text{自動車運送事業経常収益}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$
d 交通： (都市高速鉄道)	$\frac{\text{都市高速鉄道事業経常収益}}{\text{都市高速鉄道事業年間走行km}}$
e 電気：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$
f ガス：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{販売量}}$
g 下水道：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{有収水量}}$

(i) 供給原価

a 水道：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間総有収水量}}$
b 工業用水道：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$
c 交通： (自動車運送)	$\frac{\text{自動車運送事業経常費用}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$
d 交通： (都市高速鉄道)	$\frac{\text{都市高速鉄道事業経常費用}}{\text{都市高速鉄道事業年間走行km}}$
e 電気：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$
f ガス：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{販売量}}$
g 下水道： (污水处理原価)	$\frac{\text{污水处理費}}{\text{有収水量}}$

ウ 上記のほか、水道事業及び工業用水道事業の各比率の算出方法は、次のとおりである。

(ア) 水道事業

$$a \text{ 負荷率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$

$$b \text{ 施設利用率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$c \text{ 最大稼働率 } (\%) = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$d \text{ 配水管使用効率 (1 m 当たり } m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$$

$$e \text{ 固定資産使用効率 (1 万円当たり } m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

$$f \text{ 職員一人当たり給水人口 (人) } = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員}}$$

$$g \text{ 職員一人当たり有収水量 (} m^3) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}}$$

$$h \text{ 有収率 } (\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$i \text{ 職員給与費対料金収入比率 } (\%) = \frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$$

(イ) 工業用水道事業

$$a \text{ 施設利用率 } (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$b \text{ 契約率 } (\%) = \frac{\text{契約水量}}{\text{配水能力}} \times 100$$

(5) 職種別給与に関する調

ア 平成21年3月31日現在である。

イ 「年間延職員数」とは、年度中の毎月末において在職した職員数の合計である。

ウ 「平均月収額」は、年間支払額を年間延職員数で除した額であり、期末勤勉手当等を含むものである。

エ 「基本給」は、給料、扶養手当及び調整手当の合算額である。

オ 「平均年令」は、年度末職員の延職員年令数を年度末職員数で除したものである。

2. 法非適用企業

(1) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値は合致しない場合がある。

また、各項目の数値は税込数値である。

(2) 決算の状況

ア 「歳入歳出決算に関する調」については、法適用企業に準じて作成した。

イ 赤字比率は $\frac{\text{実質赤字額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$ で算出した。

ウ 収益的収支比率は $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}+\text{地方債償還金}} \times 100$ で算出した。

第5 その他

1. 昭和60年度決算から「売却を前提とした臨海土地造成事業」については、港湾整備事業から宅地造成事業に移し替えることとした。
2. 下水道事業において、特定環境保全公共下水道は公共下水道に含めていたが、昭和60年度から公共下水道と特定環境保全公共下水道を区分し、それぞれ1事業として計上することとし、また、平成元年度から農業集落排水施設、漁業集落排水施設を加え、平成6年度から小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を加え、平成7年度から新たに林業集落排水施設、簡易排水施設を加えることとした。
3. 平成12年度決算調査において、観光施設事業（その他観光施設）の調査対象の適正化を図った。（例：分譲墓地・霊園、廃棄物処理施設等は対象外）
4. 平成12年度から介護サービス事業の区分を設け、法適その他事業に含まれていた介護サービス事業を移し替え、また、新たに法非適の介護サービス事業を対象とした。
5. 平成17年度から電気事業（法非適用企業）において、ごみ処理事業の附帯事業として実施しているごみ発電事業のうち公営企業の実態を伴わないものを調査対象から外すこととし、調査対象の適正化を図った。
6. 各項目の図表は、過去5年間の表記を基本としているが、それ以前の特定年度との比較が必要な場合やそれ以前からの推移を見る場合（過去10年間等）にあっては当該年度から通年、又は一定間隔で表記している。